

前橋市放課後児童クラブ運営者の公募に係る質問及び回答

NO	質問項目	回答
1	平日および土曜保育の開所時間について、終了時間20時は厳守しなければならないか。	受け入れる児童がいない場合及びいなくなった場合には、閉所していただいて構いません。
2	近隣で民設の児童クラブを運営している団体であるが、民設児童クラブの開所時間前に、民設で登録している職員が今回公募する公設の児童クラブに勤務してよいか。	前橋市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例10条1項及び同条2項に規定しているとおり、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければなりません。民設児童クラブで既に勤務する特定の支援員がシフト上時間帯に応じて公設クラブに勤務することがあるのは条例10条1項及び同条2項に該当せず、可となります。各時間帯において、それぞれのクラブで基準上の職員配置が遵守されなければならないことは言うまでもありません。また、放課後児童支援員とは別に配置される事務員等は基準外ですので兼務していただいて構いません。
3	延長料金は何時から延長扱いですべきか。1回とはどういうことか。また、延長料金の月額設定は可か。	18時以降の預かりを延長としています。(例：18時半から延長とすることも可)1回とは、18時から20時までの時間帯に利用した場合を指し、その際の料金を500円以内とさせていただきます。運営業務仕様書に記載はありませんが、1回500円以内を踏まえて月額料金の設定を可とします。
4	市外の法人であるが、事業所が市内にあること又は設置予定であることはどこに記載したらよいか。	様式第1号「前橋市放課後児童クラブ運営業務応募申込書」及び様式第2号「放課後児童クラブ運営状況調書」の所在地に市外の法人所在地を記載の上、続けてカッコ書きで事業所が市内にあること又は市内に設置予定であることが分かるよう記載してください。
5	委託期間は1年おきに公募するのか。	契約上は、単年契約ですが、実際に今回の公募で運営者として決定すれば令和5年度以降も契約を締結し、委託いたします。ただし、運営に明らかな問題があると判断した場合等は契約を更新しない場合もあり得ます。
6	夏休み等長期休業期間中の利用料設定にルールはあるか。(通年利用者に対し、夏休み期間はさらに利用料を追加徴収してよいか。)	追加徴収はしないでください。夏休み期間中(午前開所)の運営経費も見込み、月額利用料を提案してください。
7	10時から開所する必要があるのか。	学校登校日に10時から児童を受入れることは想定していませんが、放課後児童クラブ運営指針(厚労省)では職員研修や事業内容向上への取組を行うことが求められています。具体的には、児童がいない時間帯を活用して事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、職場内での教育訓練や研修、職場を離れた研修への参加等を検討し実践してください。
8	地域運営委員会運営の児童クラブの現在の開所時間について	基本、学校登校日は午後1時から、学校休業日は午前8時(又は午前7時45分)からとなっています。各地域運営委員会児童クラブの運営規程を添付しますので、ご確認ください。
9	地域運営委員会運営の児童クラブの現在の延長時間について	基本、学校登校日は18時～18時45分、学校休業日は8時(又は7時45分)～8時半及び18時～18時45分が延長時間となっています。各地域運営委員会児童クラブの運営規程を添付しますのでご確認ください。
10	延長料金は、朝の時間帯も含むか。その際、朝、帰りと別で料金発生するか。	仕様の延長時間は、学校登校日・学校休業日問わず、18時以降の利用分に対するものになります。
11	継続雇用の対象となる現支援員は、現在在籍する児童クラブに引き続き配置しないといけないのか。	団体による雇用継続は条件がありますが、団体内における配置先についてまで言及しておりません。ただ、これまでの保護者や児童の安心面を考慮すると、運営承継初年度については、現在の児童クラブに配置したまま、運営承継を図っていくのが望ましいと考えます。その後は、新運営者としての効果的な育成支援や適切な人事管理という意味合いにおいて各団体の判断に一任しますが、その場合であっても支援員の意向を極力踏まえた上で進めていただきたいと思います。
12	継続雇用する支援員の勤務時間は現在どのくらいか。運営承継後も同じ取扱いをしなければならないのか。	1日13時から18時までの勤務時間の週30時間勤務を原則としています。1日の勤務時間など勤務条件は新運営者のルールに従うこととなりますが、地域運営委員会方式からの運営承継であることを踏まえ、同方式での勤務形態を踏まえた勤務条件を極力用意していただくことを要望します。
13	継続雇用する支援員がこれまでの時間外勤務等の結果、いわゆる振替扱いとして処理されるべきものは残っているか。	各児童クラブの人員体制や労務管理の仕方にもよります。地域運営委員会という団体内のことであるため市では詳細を十分把握できていませんが、長年の時間外勤務によりいわゆる振替扱いとして処理されたものを多く抱える児童クラブもあるようです。いずれにしても振替は新運営者には承継されない性質のものであるので、運営承継後の振替取得は認められません。ただ、運営承継前の準備段階においては、まだ地域運営委員会に雇用された者であるので、支援員がこれまでの振替を消化できるよう、児童クラブの運営に支障のない範囲内で極力消化を認めていただけるとありがたいです。
14	次年度以降の児童クラブ運営委託のほかに「準備行為」や「運営承継」に関する事務が業務仕様として記載されているが、具体的にどういう意味か。	次年度以降の運営委託はもとよりですが、円滑に運営承継するためには前年度からの準備行為が欠かせません。新運営者に決定した団体は、支援員との顔合わせが終わり次第直ちに、新運営者の指導の下、現支援員とともに新年度に向けた準備に入ることを求められます。厳密には運営承継前ではありますが、地域運営委員会が組織実態のない形態であることにも鑑み、新運営者主導の下で準備行為に取り組まれることを強く要請します。また、運営者交替は、児童クラブの運営者が交替するだけでなく、これまで運営を行ってきた地域運営委員会の運営者としての消滅を伴うので、地域運営委員会の清算事務についても支援員をサポートしていただきたいと思います。支援員による進捗状況によっては、新運営者のリードのもとで運営承継に必要な事務や清算事務を積極的かつ能動的に進めてください。
15	荒子小学校児童クラブの現在の職員配置、支援単位について	常勤職員3名、非常勤職員2名配置で、1支援単位で運営しています。
16	荒子小学校児童クラブは、長期休業日対応はしているか。対応している場合の長期利用人数は何人か。	対応しています。参考に令和2年度の小学校の夏休み期間中の利用人数について、30名弱が利用していた状況でしたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、夏休み期間中の利用を控えていた児童も一定数いたと聞いています。夏休み限定で利用した児童はおりません。
17	現地見学実施ができないが、図面・備品一覧等の資料は確認できるか。また、運営者交替後も備品等は継続して使用できるか。	公設児童クラブについては、専用区画を主とし特別な設備等を備える施設ではないことも踏まえ、現地見学不要といたしました。個別にご相談していただければ差し上げることができますが、保存状態がよくない場合もございます。市の備品はもとより、地域運営委員会が購入し取得した備品等についても運営承継でありますので、引き続き使っていただくことができます。
18	現在の地域運営委員会の次年度繰越金の扱いについて	児童クラブの運営委託料は国庫補助の基準により算定するのが原則ですが、地域運営委員会方式の場合、国庫補助の基準によらずに運営上必要となる所要額ベースで市からの委託料を算出している(国庫補助の基準より高い委託料を支払っている)実情がございますので、次年度繰越金については、前橋市に返還していただきます。
19	キャリアアップ処遇改善補助金は、運営者交替後も補助金対象になるか。	前橋市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要項及び運営者の給与規定に基づき、補助金の交付対象、補助金額等が決まるため、ご質問の内容だけでは補助金の対象かお答えしかねます。
20	水道光熱費の算出の扱いについて	運営委託料の中から、運営者である各団体に負担していただきます。
21	施設等修繕費が必要になった場合の修繕費補助金上限金額はいくらか。	公設児童クラブでありますので、必要な修繕は市が行うのが原則であります。費用10万円未満の小破修繕は、市と協議の上で運営委託料の中で運営者に対応していただきます。補助の制度はありません。

22	来年度の受入学年は何年生までが対象か。	小学6年生までを対象とします。
23	今後の児童動向はどのようになるか。	各校とも、児童数は緩やかな減少傾向にありますが、いずれも放課後児童については年々漸増傾向にあります。
24	保護者から行事等の実費は徴収してよいか。	必要に応じて、行事費等の実費の徴収可とします。
25	平日児童利用していない時間帯の有効活用はできるか。	活用内容によりますが、児童クラブという専用施設でありますので、児童クラブ以外の用途で使用する場合は市及び学校と協議してください。
26	運営業務仕様書について、9 利用料等の、ひとり親家庭・2人以上入会での保育料減免金額は運営者側が決めていいか。	仕様上は減免扱いすることのみが記載されています。具体的な減免額については各団体に一任します。
27	運営業務仕様書について、10 支援人配置人数の障害児童等特別支援対応での補助指導員加算金額はいくらか。	内閣府の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業を参考にしてください。参考に令和3年度委託料で算出した場合の例を記載しますが、内閣府の交付金金額等の改正が行われた場合は、次のとおりではございません。 (参考) 障害児受入推進事業(12ヶ月) : 1,900,000円 障害児受入強化推進事業(12ヶ月) : 1,900,000円
28	運営業務仕様書について、11 業務委託料の40人1支援単位以上になった場合の算出は、どのようになりませんか。例えば50人になった場合等	内閣府の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業を参考にしてください。参考に令和3年度委託料で算出した場合の例を記載しますが、内閣府の交付金金額等の改正が行われた場合は、次のとおりではございません。 (参考) 登録児童数50人、1支援単位、開所日数250日以上の場合 年間 約6,000,000円
29	令和4年度の収支予算書の提出は不要か。	不要です。今回の公募は、希望の児童クラブに対して申込みをするものではなく、放課後児童健全育成事業の運営者として相応しいかを市で審査した上で、委託先を協議の上で決定する仕組みであるため、申込みの段階で各クラブの収支予算書を作成していただく必要はございません。
30	新・放課後子ども総合プランが目指す学校施設を徹底的に活用するプランは進行しているか。	市教育委員会と連携し、協議会の実施など定期的な意見交換は実施しておりますが、学校施設のさらなる活用は難しいと考えています。
31	現在運営する組織を教えてください。	各地区の自治会長、民生委員児童委員、青少年健全育成会、子ども会育成団体連絡協議会、PTA代表、保護者代表等から構成される団体です。組織実態がないため団体との交渉や引継は実際にはなく、雇用継続される支援員と関わっていただくこととなります。
32	児童たちとの約束事を決めたり、守ったりすることの独自の仕組みはあるか。	特にありません。運営業務仕様書に記載の法令、条例等を遵守し運営をしてください。法令、条例等の範囲内であれば独自の仕組みづくりはやっていただいて構いませんが、利用者には十分説明を行ってください。
33	児童への遊びや生活支援を行う方法にクラブ独自の方法があるか。	特にありませんが、運営者の創意と工夫で児童本位の育成支援を行い、より良い児童クラブとしてください。
34	児童たちの机やクラブハウス内の居場所は、固定されているか。	おやつ、宿題時等の各児童の座席は決まっていますが、運営者交替後の配置等に関しては、よりよい育成支援が行えるよう工夫していただいて構いません。大きな変更を伴う際には児童(場合によっては保護者)に十分説明を行うなど、利用者が戸惑うことのないよう配慮をお願いします。
35	運営状況調書について、Excel書式の作成ではなく、ワード書式に変更可能ですか。	excel書式を活用してください。行数が足りない場合は、必要に応じて行数を追加してください。また、必要事項を記載の上での資料添付を可としております。
36	1つ又は2つの児童クラブのみ運営希望可か。	最終調整では、引受意向を踏まえながら、地域性、地域全体における事業レベル向上、運営承継の実効性確保など、あらゆる視点で受託先を検討してまいりますので、1つ又は2つのみの意向の場合、受託していただけない場合も想定されます。二次審査に合格した団体には、極力いずれかの児童クラブの運営をお引き受けいただきたいので、可能な限り、申込段階で幅広いご検討をお願いいたします。